



2017年度 夏期合同研究

7月12日、弁護士会館において、2017年度夏期合同研究が開催された。
15の分科会と全体討議が開催され、
分科会はのべ584名、全体討議はのべ369名が参加した。

*表紙裏にカラー写真掲載

〈分科会〉

- 第1 マンション管理相談窓口の運用開始
- 第2 民事信託と任意後見契約の活用について
- 第3 憲法施行70年—国家と個人の関係の変容と私たちの目指すもの
- 第4 STOP！成年年齢の引き下げ～若年層の消費者被害防止の観点から考える成年年齢～
- 第5 改正行政不服審査法の成果とその分析
- 第6 模擬あっせん～織田部長 vs 部下明智、パワハラ被害事件～
- 第7 改正刑訴法について
- 第8 インターネットを通じた業務妨害の動向・態様と有効な対策
- 第9 変わる解雇法制！法と経済から考える解雇の金銭解決制度
- 第10 LAWASIA TOKYO へ行こう！
- 第11 NITA 研修から学ぶ反対尋問
- 第12 高齢受刑者の処遇と社会復帰
- 第13 最新判例から見る法改正
- 第14 拡大する弁護士保険の活用とその展望
- 第15 外国人労働者と「技能実習法」

〈全体討議〉

- 第1部 若手弁護士が陥りやすい業務上の罠
- 第2部 AIの発展とビジネスや市民生活への影響～法律家の視点から～

第1分科会

マンション管理相談窓口の運用開始

弁護士業務改革委員会委員 神田 元 (54期)



業務改革委員会は、本年4月の「マンション管理相談窓口」開設に関わり、同窓口の会内周知を図ることを目的として研究発表を行った。

露木琢磨副会長の開会挨拶を皮切りに、当委員会マンション管理適正化プロジェクトチームの神田元事務局長が、参加者に交付済みの同窓口のパンフレットを示しながら、同窓口の概要、特に相談員の高い専門性、管理組合への管理者紹介業務などを説明して、同窓口の活用、さらには、相談員としての参加を要請した。

次に、マンション評論家である牧野知弘氏に「マンションの不動産価値に未来はあるか」のタイトルで講演をして頂き、マンションの不動産価値というフィルターから見たマンションを取り巻く諸問題を考察した。

その後、当委員会の上水博喜委員長と川坂明史委員からそれぞれ、担当したマンション管理に係る案件の裁判例・判例説明報告がなされた。

最後に、水上委員長から、閉会の挨拶がなされ、第1分科会が終了した。

第2分科会

民事信託と任意後見契約の活用について

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 生駒 真菜 (62期)



第2分科会は、講演とパネルディスカッションの2部構成で実施した。

第1部は、山口正徳会員（当会遺言信託研究部部長）により、信託の定義、信託の仕組みや法的構造、信託と後見制度や遺言との比較、信託の独自の機能などについて、図解を交えて解説された。そして、信託を活用するうえで弁護士が果たすべき役割として、信託契約書作成のほか、銀行・公証役場・司法書士・税理士といった各関係機関との調整作業が必要なこと、信託関係人に就任して信託スキームを補助する役目もあることなどが示された。さらに、注意点として、後見制度と違い裁判所による監督が無いことから、受託者の

監督が大きな問題となること、税負担や遺留分にも配慮すべきことなどが説明された。

第2部では、①子に精神障害のある老親（「親亡き後」と、②非公開会社の事業承継という、2つの事例について、山口会員、金森健一会員（ほがらか信託株）、岩田賢委員によりパネルディスカッションが行われた。遺言、後見、信託のそれぞれの特色を踏まえて、従来遺言や後見では実現が難しかった柔軟な財産承継を、信託を用いて実現する可能性が示された。

超高齢社会において信託を活用する余地は大きく、信託の基礎から活用例まで網羅した当分科会は大変有益なものであった。

第3分科会

憲法施行 70 年 —国家と個人の関係の変容と私たちの目指すもの

憲法問題対策センター委員 中本 源太郎 (28期)



早稲田大学の西原博史教授は表題の講演において、今日、「個人の自由の原理的な保障と国家の権限の制限」という市民的法治国家の議論と「予防原則」が対立するに至っている、共謀罪は予防原則に基づく国家の法的介入の早期化に本質がある、近年の監視技術の進歩はめざましく、捜査能力の著しい拡大、監視される側の言論活動の萎縮や自己規律が進む恐れがある、道徳教育と通知表による子供達の心の権力的コントロールが危惧される、日本社会のシステム全体の劣化、格差社会化が進む中で、憲法改正などやっている場

合ではない、など、国家と個人の関係の変容をわかりやすく解明され、立憲主義を嫌う権力による政治の劣化に日本社会が踏みとどまるための日々の実践の必要を強調された。また、高等教育の無償化について、学費だけ無償にしても生活費が保障されなければ教育の機会均等は達成できない、高卒で働く人から税金を徴収して無償で大学教育を受けさせるのは逆進である、として憲法改正のマトーとすることに反対された。

第4分科会

STOP! 成年年齢の引き下げ ～若年層の消費者被害防止の観点から考える成年年齢～

消費者問題特別委員会委員 高田 一宏 (67期)



まず、国民消費生活センターの相談員黄田玲子氏から若者の消費者被害の現状をご報告いただき、続いて当会の平澤慎一委員から、民法の成年年齢引き下げに関する議論状況及びこれに対する当会や日弁連の動きについての報告があった。

さらに、東京都立墨田川高等学校校長の上村肇氏から、学校の管理運営に困難が生じることや、教員は十二分に努力しているがそれでも18歳までに学校での学習によって、私法に関し成人として資質能力を身につけさせることは難し

いとの報告をいただいた。

その後、消費者契約法改正の動向についての報告を挟み、上村氏、平澤委員、高木篤夫委員によるパネルディスカッションを行った。

平澤委員、高木委員からは弁護士が若者から消費者被害相談を受ける際に注意すべきポイントを解説いただくとともに、上村氏からは今後弁護士会に期待する点についてお話しいただいた。会場からの質疑応答もいただき、多くの収穫を得ることができた。

第5分科会

改正行政不服審査法の成果とその分析

行政法研究部部員 加藤 由利子 (67期)



行政法研究部分科会においては、改正行政不服審査法(平成28年4月1日施行)の成果とその分析結果を報告した。

第1部では、水野泰孝部員が、改正行政不服審査法の概要(特に審理員制度の概要)を説明。第2部では、奥村浩子部員が、行政不服審査裁決・答申検索データベースから特に審査会の答申の分析を行い、そこから導かれる審査会の成果を報告。第3部では、当職が、認容裁決のうち、不当を理由に処分を取り消したとされる事例とその内実(不当

性審査の実際の状況)を報告。第4部では、水野泰孝部員が、審理手続における実務上の工夫と課題を紹介し、審理手続のあるべき姿について報告した。

各報告を通じ、改正行政不服審査法施行後の審理手続における実務上の課題や不当性審査の状況が明らかになるとともに、審査会による成果等改正行政不服審査法の成果も明らかになるなど、今後の審理手続の更なる活用及び発展に繋がる有意義な分科会であった。

第6分科会

模擬あっせん ～織田部長 vs 部下明智、パワハラ被害事件～

紛争解決センター運営委員会副委員長 木下 学 (59期)



本分科会では、とある会社の営業部長織田信長が部下明智光秀に対しパワハラをなし、うつ病となり休職を余儀なくされた明智が会社を相手方として当センターにあっせんで申し立てた、という仮定の事例をもとにして、あっせん手続の実演をした。

あっせん手続の進めかたには評価型と促進型とがあるところ、あっせん人及び両当事者の配役を変えて、評価型シナリオ、促進型シナリオを各25分程度実演、その後、講評、質疑応答と続けた。

配役は、当委員会の比較的若手の委員が担当した。事前に予行演習を3回程度実施したこともあり、当日はなかなかの熱演で、臨場感のあるあっせんの実演ができた。限られた時間の中で、あっせんの一場面を切り取って示す程度ではあったが、評価型と促進型との違いをある程度出せたものと思う。

このようなあっせんの実演は、研修的効果のほか、広報的效果も期待できる。さらに発展させたシナリオで、今後もこのようなあっせんの実演を続けていきたい。

第7分科会

改正刑訴法について

刑事弁護委員会副委員長 和田 恵 (60期)



第7分科会では、刑事法対策特別委員会との共催により、来年6月から施行される協議合意制度をテーマに講演と議論が行われた。

最初に、一橋大学大学院法学研究科緑大輔准教授から、制度の概要と課題について講演いただいた。立法時の議論も紹介いただきながら、合意が不成立となった場合のリスクや警察官が協議に関与する場合の問題点等、弁護活動において留意すべき点について分かりやすくお話しいただいた。

続いて、刑事弁護委員会副委員長の大橋君平会員及び同委員長の岡田浩志会員を交えてパネルディスカッションが行われた。依頼者が協議・合意を望んでいるという具体的な事例を題材に、弁護人から検察官に協議・合意を持ちかけるべきか否か、その場合のリスクや、合意と引き換えに得られる恩典の見通しをどのように考えるべきか等について、会場からも積極的に発言がなされ、活発な議論が行われた。

理論面・実務面の両方から新制度について検討する、大変有意義な研究会となった。

第8分科会

インターネットを通じた業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60期)



当委員会では、昨今のインターネットを通じた弁護士業務妨害の急増という事態を重く見て、当委員会の齋藤悠貴委員(67期)及び北條孝佳委員(68期)より、それぞれ発表を行った。

齋藤委員からは、特に昨年度より当委員会において深く議論してきたインターネットを通じた業務妨害への対策について、議論の成果を会員へ周知することを目的として、インターネットという業務妨害が発生しやすい分野特有の問題点や事件の受任及び処理の際の注意点を横断的に説明した。

北條委員からは、本年5月に発生した単位弁護士会のウェブサイト改ざん事件を例に、全てのサイバー攻撃を防ぐことは著しく困難であり、誰にでも自身の法律事務所のウェブサイトの改ざんのリスクがあること、それを前提に事前対策と事後対応を念頭に置いた保守業者の選定まで踏み込んで説明した。

その後の質疑応答も活発に行われ、インターネットというテーマへの会員間の関心の高さを改めて認識することとなった。当委員会としては、今後も積極的に本テーマに関する情報を発信していきたいと考えている。

第9分科会

変わる解雇法制！
法と経済から考える解雇の金銭解決制度

労働法制特別委員会委員長 古椎 庸文 (52期)



解雇無効の場合の金銭解決制度は、厚労省の検討会で議論がなされていたが、本年5月29日、報告書が取りまとめられ、労政審において立法化が検討される段階に入った。当委員会は、同検討会委員徳住堅治元委員長をコーディネーターとし、同省労働基準局労働関係法課調査官大塚弘満氏、東京大学川口大司教授、同検討会委員水口洋介弁護士(二弁)及び同検討会委員石井妙子弁護士(一弁)を迎えてパネルディスカッションを実施した。

大塚調査官からは、解雇無効でも職場復帰が少ないとの

実情から本制度の検討が必要であるとの認識のもと、検討会における議論の紹介と今後の方向性が示された。水口・石井両弁護士からは、法的問題点や実際上の問題点が指摘され、川口教授からは、労働経済学者の視点に基づき、今後の雇用の姿からの制度導入の必要性和完全補償ルールの確立が提案される等、幅広い議論に80名以上の参加者が熱心に聞き入り、盛会のうちに終了した。

第10分科会

LAWASIA TOKYO へ行こう!

国際委員会研修員 網谷 隼宏 (69期)



今年9月、アジア太平洋地域における法曹間の連携強化等を目的とする国際法曹団体LAWASIA主催の国際会議「LAWASIA 東京大会2017」が開催される。

同大会は、本年東京で開催される大規模な国際会議の一つであり、中小企業法務に馴染みの深いアジア諸国を中心とした法曹の国際会議であることに加え、各国の法曹たちがビジネス法のみならず家族法や人権等、幅広い分野にわたるセッションを行う点に特色がある。

今年で第30回目を迎える同大会が東京で開催されることを受け、日本弁護士連合会とともに東京大会を成功に導くべく当会にも大きな期待が寄せられている。そこで、本年度

の夏期合同研究では、早川吉尚委員が司会を務め、今大会プログラム委員会委員長である矢吹公敏会員、同ビジネス部会長である武藤佳昭会員、同人権部会長である北村聡子会員が、LAWASIAの魅力や過去に行われた同大会の様子を振り返りつつ、今大会で行われる各セッションの概要や注目すべきポイントについて紹介した。

当分科会は、国際法務に関心を持つ弁護士等をはじめとした数十名が参加して盛況となった。

今大会が渡航の負担なく大規模な国際大会を経験できる貴重な機会であることから、多くの会員にとって、業務の国際化に向けた絶好の契機となる。

第11分科会

NITA 研修から学ぶ反対尋問

裁判員制度センター委員 赤木 竜太郎 (67期)



2017年3月、全米法廷技術研究所(NITA)講師である、米国の「スーパーローヤー」の指導による法廷弁護技術研修が実施された(以下「NITA研修」という)。本分科会は、NITA研修のうちの反対尋問に焦点を当て、実際に尋問を実演しスーパーローヤーの講評を受けた、工藤杏平弁護士(第一東京弁護士会)、諸橋仁智委員を講師役として、NITA研修を記録した映像を上映しながら振り返りを行った。

諸橋委員からは、「やらなかった動作をあえて聞いて、対

比させる」というテクニックが、どのように講評で評価されたかが語られた。工藤弁護士は、「通常」「いつも」といった、評価を含む概念を質問に盛り込むべきでないとの指摘を受けた経験を振り返った。最後には、NITA研修のアプローチを実際の日本の法廷で実践した場合、「パフォーマンス的だ」と反感を買う可能性があるのか否かという点について議論が交わされるなど、終始活気に満ちていた。

第12分科会

高齢受刑者の処遇と社会復帰

刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫 (41期)



刑事拘禁制度改革実現本部主催で、龍谷大学の浜井浩一教授をお招きして、「高齢受刑者の処遇と社会復帰」をテーマに講演をいただいた。

浜井教授によると、そもそも、海外では、高齢者は福祉のサービスを受けるので刑務所で処遇を受けることはなく、海外においては、そもそも高齢受刑者という問題自体が存在しないという。浜井教授からは、イタリアにおいて、受刑者に自律的な生活を認め、市民社会と刑務所の共同運営のレストランの運営とそこへの受刑者の通勤を認めたり、受刑

者や出所者が関わる協同組合が高品質なコーヒーを製品化することに成功した例など、開放的な処遇により、社会復帰を実現するシステムを実現したイタリアのボッラーテ刑務所における先進的な刑務所改革の話を通じて、社会復帰に向けた処遇プログラムの必要性と我が国の刑務所処遇の変革の必要性を訴える内容であった。

講演の後、活発な質疑応答が行われ、有意義な研究会となった。

第13分科会

最新判例から見る法改正

法制委員会研修員 全 未来 (68期)



岩田真由美委員の司会の下、次の決定、判決を取り上げた。

まず、相続法（中込一洋委員長、棚橋桂介委員、吉直達法委員）に関し、法制審の審議状況と預貯金債権を遺産分割の対象とした最大決平28.12.19（判タ1433.4）を紹介した。

次に、債権法改正では、定型約款（岩田修一副委員長、中本純志委員）につき、改正法がどのように適用されるか参考となりうる福岡地判平28.3.4（金法1490.44）を交え

解説した。また、相殺（小松達成委員、木村真理子副委員長）の改正内容と第三者間相殺を否定した最判平28.7.8（金判1500.4）を紹介した。

最後に、会社法（山崎岳人副委員長、全未来研修員）に関し、法制審で提案中の新たな社債管理制度とこれと関連する最判平28.6.2（民集70.5.1157）を紹介した。

本分科会は、研鑽の重要性を実感する報告となった。当委員会は、引き続き民法・会社法の改正を主として研究・提言を行う予定である。

第14分科会

拡大する弁護士保険の活用とその展望

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 石田 智也 (61期)



本分科会では、弁護士保険に関する最新の情報を提供するとともに、弁護士保険の拡大の展望について多角的な視点から報告が行われた。

まず、青山学院大学法学部の山下典孝教授による基調講演では、訴訟で認められる弁護士費用と弁護士保険契約の関係など、実務的にも関心の高い近時の弁護士保険を巡る裁判例を紹介された後、新たな分野に関する弁護士保険の開発の可能性についてご講演いただいた。

伊藤明彦副委員長からは、昨年日弁連LACで実施された

海外調査からスイスのデクストラ社が販売する弁護士保険商品や同社のシステムについて報告がなされた。

藤原靖夫副委員長からは、2018年1月より運用が予定されている日弁連に設置される弁護士保険ADRの概要について報告がなされた。

最後に、村林俊行委員長から、拡大している弁護士保険の現状や、中小企業向け弁護士保険の開発を含めた拡大の展望について総括的な報告が行われ、本会を終了した。

第15分科会

外国人労働者と「技能実習法」

外国人の権利に関する委員会研修員 針ヶ谷 健志 (69期)



昨年、日本における外国人労働者数が100万人を超えた。在留資格別では、技能実習が約2割を占める。しかし、この制度は国際的な批判を浴びている。本分科会では、この分野に詳しい高井信也弁護士（第一東京弁護士会）をお招きし、講義と、仮想事例の検討を行った。

この制度は、主に途上国の外国人を日本が受け入れ、技術を身につけさせて帰国させ、本国の発展に寄与する、という国際貢献を目的とした制度とされる。しかし、現実には実習生は単純労働を行い、技術移転の側面はない。また、

技術習得の建前のため、転職の自由がない。さらに、本国の送出し機関と日本の監理団体による中間搾取が常態化している。昨年、技能実習生法が成立したものの、制度の基本構造は維持されていることから、これらの問題が解消されるかは疑問である。

本分科会をとおして、問題点が共有されたほか、具体的な相談対応方法についても議論され、有意義な研修となった。

若手弁護士が陥りやすい業務上の罣

広報室囑託 小南 あかり (65期)

1 はじめに

業務妨害や懲戒というのは、専門分野や担当事件にかかわらず、日々の業務の中で、思わぬところから突如発生しうることである。そして、すべての弁護士に関わる問題である。ここでは、そのような問題の事前予防策や対処方法についての討議がなされた。

討議は、いくつかの具体的な事例を題材として、榊原一久副会長による進行の下、日弁連弁護士職務の適正化に関する委員会の山中尚邦委員長、当会非弁提携弁護士対策本部の石本哲敏本部長代行、当会綱紀委員会の海野浩之委員長、当会弁護士業務妨害対策特別委員会の川田剛委員長の4名によるパネルディスカッションの形式で行われた。そのうちの2つの題材事例について報告する。



2 業務妨害事例

国選弁護事件の中で生じた濫用的懲戒申立による業務妨害の事例が紹介された。身体拘束中の被告人が弁護人に対して弁護活動とは直接的に関係のない要望を出すところから始まり、最終的には被告人が弁護人に懲戒申立をほめかして金銭の要求をしたり、ネット掲示板に弁護人を非難する書き込みを行ったという事例である。パネリストから、当該事例の弁護人の対応の問題点の説明がなされた。被告人の要望に対しては、弁護活動から必要かどうかという観点から要望を受けるか否かについて線引きを行うこと、断る場合には断り方にも注意が必要とのことであった。



3 綱紀事例（依頼者からのクレーム）

事件の依頼者から、市民窓口相談を経て懲戒請求の申立をされたという事例が紹介された。交通事故の示談交渉を依頼したところ、成立した示談金額に不満があり、さらには弁護士の対応や実費の精算にも不満がある、という内容で懲戒請求がなされ、弁護士からは、示談金額の妥当性や受任内容、実費の精算等については事前に説明済みであるとの弁明がなされたが、契約書は作成していないという事例である。この事例では、弁護士側の「説明済みである」という弁明について、どうやって証拠を残すかという問題点が指摘された。パネリストからは、事件の見通しや金額の精算方法等は、あらかじめ書面やメールで連絡をして、客観的証拠を残しておくべきだという説明がなされた。

4 最後に

いくつかの事例に対する検討を経て、最後にパネリストから若手弁護士に向けたメッセージが出された。川田委員長と石本本部長代行からは、困ったときは一人で考え込まずに周囲の弁護士に相談すること、というメッセージ、海野委員長からは、弁護士の動向に着目している人物はたくさんいるため、不特定多数人に対する情報発信は注意すること、というメッセージ、山中委員長からは、一度嘘をつくと後戻りができないため、依頼者に対しては絶対に嘘をつかないこと、というメッセージであった。

全体討議 第2部

AIの発展とビジネスや市民生活への影響
～法律家の視点から～

弁護士活動領域拡大推進本部 AI 部会 部会長 後藤 大 (61 期)

第1部 活動報告等

最初に、AI部会の活動報告として、設立目的が、人工知能が急速に発展し、新しいサービスとして利活用されつつある現状を踏まえて、人工知能利活用ビジネスにまつわる法的課題及び問題点について研究・政策提言等を行っていくこと、これまでの活動として、人工知能研究者、内閣府及び総務省、事業会社と様々なヒアリングをしてきたこと等が説明された。

また、AI部会からの提言として、人工知能が特定の者だけが利用できるものにならないように、ありとあらゆる人に開かれたものであることを目指すべきであること（総論）、人工知能活用ビジネスに関わる事業者は、自主的な開発指針に基づいて、人工知能が個人の尊厳と平等を損なわないようにすべきであること（事業者向け）、弁護士は、人工知能活用ビジネスに関する法的論点について、幅広い知見が求められることから、その全体をフォローし、スキルを高めるべきであること（弁護士向け）等も説明がなされた。

その後、人工知能活用ビジネスにおける現状と課題として、人工知能の定義から、人工知能の発展の歴史、レベル、機械学習や深層学習（ディープラーニング）という技術の内容・違い、現在の人工知能の発展の背景、人工知能の仕組みと、法律に関連するAIを活用したサービスの概要と、それらが弁護士業務に与える影響について、具体例を交えながら説明がなされた。



第2部 パネルディスカッション

林いづみ会員（東京弁護士会）、落合孝文弁護士（第二東京弁護士会）をパネリストとして迎え、人工知能の市民生活における影響と今後の展望について、活発なディスカッションが行われた。

林会員から、内閣府人工知能と人間社会に関する懇談会報告書等でどのような議論が行われてきたか、落合弁護士から、総務省AIネットワーク社会推進会議でどのような議論が行われてきたかが説明された後、法解釈や法改正、法に関連する基本的概念の再検討の可能性について、海外でどのような議論がなされているかについて、落合弁護士から説明がなされた。

それらを踏まえて、人工知能が市民生活に与える影響について、人工知能技術による事故等の責任分配の明確化と保険の整備、個人情報とプライバシーの保護も含めたビッグデータ利活用という点で、今後のデータの利活用にかかる技術的基盤をどう整備していくか等総論的な話や、金融（Finance）とテクノロジーの領域であるFintechや医療の分野での事例、不正競争防止法を活用したデータの保護等の各論について話があり、人工知能技術を活用した創作物等の権利についてどういう方向で考えればいいのか等についても示唆がなされた。

最後に、林会員から、AIを含めた新しい技術分野に若手の弁護士が任期付き公務員として立法側に積極的にかかわっていくことの重要性が強調され、パネルディスカッションは終了した。